

議案第103号

小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

山陽小野田市長 白井博文

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

小野田南部地区都市公園他施設（浜河内緑地公園、竜王山公園（オートキャンプ場を除く。）、本山岬公園、きららビーチ焼野、笹尾公園、西の浜2号公園、松浜1号公園、松浜2号公園、本山児童運動公園及び大須恵ふれあい公園）

2 指定管理者となる団体の名称

嶋田工業株式会社

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで